

重要事項説明書

(介護予防相当通所事業)

こころのかよい場

**介護予防相当通所事業
重要事項説明書**

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社ハートフルライフ
代表者	坂本 直康
所在地	広島県福山市神辺町字十九軒屋 188
電話番号	TEL 084-962-0577

2. 指定通所介護を提供する事業所

事業所名	こころのかよい場
サービスの種類	指定地域密着型通所介護・介護予防相当通所事業
指定事業者番号	3491502575
事業所所在地	広島県福山市神辺町字道上 498-6
連絡先	TEL 080-4795-1293 FAX 084-967-5704
管理者氏名	河岡 未和

3. 事業の目的

株式会社ハートフルライフが設置するこころのかよい場（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び介護予防相当通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、事業所の 従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防相当通所介護は要支援状態等）にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

4. 運営方針

事業の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除く。
営業時間	8:30 ～ 17:30
サービス提供時間	1単位 午前8時45分から午前12時までとする。 2単位 午後1時30分から午後4時45分までとする。

6. 通常の事業の実施地域

福山市

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 1 名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1 名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 1 名以上

介護職員は、入浴、排せつ等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

8. 事業の内容

(1) 入浴

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康状態の確認

(4) 送迎

(5) 日常生活における相談及び助言

(6) その他日常生活上の援助

9. 利用料金等

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上又は福山市長が定める額とする。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上又は福山市長が定める額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 利用料

【基本部分：通所介護費】（介護予防相当通所事業）

利用者の要支援種別				
	基本単位数	利用者負担金 (自己負担 1 割の場合)	利用者負担金 (自己負担 2 割の場合)	利用者負担金 (自己負担 3 割の場合)
要支援 1 〔事業対象者〕	1,798 単位/月	1,798 円/月	3,596 円/月	5,394 円/月
(1 回当たり)	(436 単位/回)	(436 円/回)	(872 円/回)	(1,308 円/回)
※月 1～4 回				

要支援 2 〔事業対象者〕 (1 回当たり) ※月 1～8 回	3,621 単位/月 (447 単位/回)	3,621 円/月 (447 円/回)	7,242 円/月 (894 円/回)	10,863 円/月 (1,341 円/回)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援 1 〔事業対象者〕 88 単位/月 要支援 2 〔事業対象者〕 176 単位/月	要支援 1 〔事業対象者〕 88 円/月 要支援 2 〔事業対象者〕 176 円/月	要支援 1 〔事業対象者〕 176 円/月 要支援 2 〔事業対象者〕 352 円/月	要支援 1 〔事業対象者〕 264 円/月 要支援 2 〔事業対象者〕 528 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 ヶ月あたり算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 0 に相当する単位数			
送迎減算	-47 単位/片道	-47 円/片道	-94 円/片道	-141 円/片道

(2) その他の費用

自費利用	2,500 円/回
おむつ代等	紙おむつ 50 円/枚 パッド 30 円/枚
タオル貸出代	タオル 100 円/回
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料 無料

利用者のご都合でサービス提供を中止する場合、また、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに準じて主治医、救急車、親族、居宅介護支援事業所などへ連絡をします。

11. 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

1 2. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 3. 事故発生時の対応

事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事業所は、サービス提供にあたって事故が発生し、利用者またはその家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力の場合を除き利用者などに対して損害を賠償します。ただし利用者などに重大な過失がある場合はこの限りではありません。事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

1 4. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止又はその再発の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 5. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行ううえで知り得た利用者およびその家族などに関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

1 6. 地域との連携など

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、

運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況 ☐あり 評価日：(年 月 日)

評価機関名称：()

結果の開示：☒あり ☐なし

■なし

19. 事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

こころのかよい場 苦情相談窓口 所在地 福山市神辺町字道上 498-6 電話番号 080-4795-1293 F A X 番号 084-967-5704 受付時間 8 : 30～17 : 30 管理者 河岡 未和	公的機関の苦情相談窓口 ・ 福山市役所介護保険課 ☎084-928-1166 ・ 府中市福祉事務所介護保険課 ☎084-743-7111 ・ 尾道市役所高齢者福祉課 ☎084-838-9111 ・ 広島県国民健康保険団体連合会 ☎082-554-0783
---	---